

企画総務委員会 送付 29-6

明大通りプラタナス伐採に係わる住民説明会開催を求める陳情

受付年月日 平成 29 年 8 月 18 日

陳 情 者

陳情書

(趣旨)

明大前歩道拡幅工事が8月17日から平成30年3月31日まで実施されるとあります。

工事に伴い、歩道拡幅対象エリアの街路樹のプラタナス33本が撤去される予定です。

樹齢40-50年に達した街のシンボル(原文ママ)となるプラタナス樹木ですが、その具体的扱いについては、「街路樹植え替えのお知らせ」として明大通り沿いに一箇所張り紙があるのみです。しかも、その表現は非常に不明瞭です。対象樹木にも一本毎に取り扱い方法が貼られていますが、「移植可能」、「移植困難」、「移植不可能」、と「移植」という言葉を中心に表現されているため、伐採される樹木の記載内容は一目では理解できません。現状の説明方法では誤解を生み、工事後に区民が驚いたり、大きなショックや喪失感を受けることが予想されま

す。区の担当者から、地元住民や明大通り利用者に対し、正確な情報や今後の計画を丁寧に説明する必要があり、同時に質疑応答ができるよう、住民説明会の開催を求めます。

通り沿いの商店に配布され、また明大通りの立て看板とされている「歩道拡幅工事の再開のお知らせ」には、「伐採」という単語が使われておらず、「植え替え」と表現されています。数件の商店の店員さんに、どのように認識しているかを聞くと、「伐採ではなく、植え替えるのではないのか？」と反対に質問されました。明らかに誤解が生じています。

道路沿いの掲示すべてに目を通しましたが、「伐採」という言葉を使っていないがため、今ある樹木の1/3以上の樹木の処分が決定されている、とは理解し難い状況です。実際には、生きたまま他の場所に植え付ける事が決定しているのは一次工事の対象樹木33本中4本のみですが、この事実を知るには困難な説明です。また、「移植困難=移植をしない可能性のもの」が17本と記載されておりますが、移植をしない可能性の樹木の判断基準の記載がなく、処分する前提で粗雑に抜かれるのではとの懸念を抱かざるを得ません。

また明大通りの一次工事エリアとほぼ二等分する距離にあたる、一丁目の番号から靖国通りに突き当たるまでの明大通り沿いの樹木はM1-M37までの番号帯が幹に巻かれています。この37本を対象とする歩道拡幅工事におけるこれまでの説明の経緯と今後の計画を、地元住民及び通りの利用者に説明する事を併せて求めます。

本事業において、管理者である区役所が地元住民及び明大通りの利用者に誤解を生む表現を用いて、正確な通知をしないことには大きな問題があります。

以上の理由から、明大通りの街路樹について、どのように扱うのか、またその根拠や判断基準を含め、住民説明会を開いて丁寧に説明する事を要望いたします。

以上

平成29年8月18日

千代田区議会議員 松本 佳子 殿